

さいたま市浦和総合運動場野球場ネーミングライツ事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市広告掲載要綱（平成18年7月4日市長決裁）第3条の規定に基づき、さいたま市浦和総合運動場野球場（以下「浦和球場」という。）に通称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を民間企業等に売却し、それにより得られる収入を公園施設の維持管理費に充当することで市民サービスの向上を図り、また、民間企業等に新たな広告の機会を提供するとともに、市民のスポーツ・レクリエーション活動への関心を高め「一市民一スポーツ」の確立及び生涯スポーツ振興の活発化に向けた本市と売却先との連携を図ることを目的とする事業（以下「浦和球場ネーミングライツ事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(規格)

第2条 浦和球場に表示する通称は、さいたま市広告掲載要綱第4条並びにさいたま市広告掲載基準（平成18年7月4日政策局長決裁）第3条及び第4条を満たすものとする。

(資格)

第3条 ネーミングライツを売却する相手方（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、浦和球場ネーミングライツ事業の趣旨に賛同し、さいたま市広告掲載基準第3条を満たす法人とする。

(募集方法)

第4条 ネーミングライツパートナーの募集は、原則として公募により行うものとする。

(申込み)

第5条 ネーミングライツパートナーになることを希望する者は、別に定める募集要項に基づき、市長に申込みを行わなければならない。

(選定)

第6条 市長は、前条に規定する申込みがあった場合は、都市局に設置するネーミングライツパートナーの審査に関する委員会において、契約料、契約期間、希望する

通称等必要な事項の審査を行った上でネーミングライツパートナーを決定する。

(契約等)

第7条 市長は、ネーミングライツパートナーを決定したときは、速やかにネーミングライツの売却に関する契約料、契約期間その他の基本的事項について協議し、基本合意書を締結するものとする。

2 市長は、基本合意書の締結後、ネーミングライツの売却に関する事項について、ネーミングライツパートナーと協議した上で契約を締結する。

(契約期間)

第8条 浦和球場ネーミングライツ事業の契約期間は、3年以内とする。ただし、市長は、ネーミングライツパートナーと協議し同意を得た上で、これを変更し又は更新することができる。

2 市長は、ネーミングライツパートナーと2回まで優先交渉権に基づく更新を行うことができる。

(契約料)

第9条 契約料は、第7条第2項の規定による契約書に基づくものとする。

2 ネーミングライツパートナーは、市が送付する納入通知書により、指定する期日までに契約料を納付するものとする。

(契約料の不還付)

第10条 納入された契約料は、原則として還付しない。ただし、特別の理由があると認められる場合は、契約料の全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月9日から施行する。